

事務連絡
令和4年3月3日

各都道府県建築行政主務課 御中

国土交通省住宅局建築指導課

建築工事届及び建築物除却届の様式の変更について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

「建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令」(令和3年国土交通省令第27号)が令和3年3月31日に公布され、令和4年4月1日より施行される予定です。本省令の概要及び留意事項等については、既に別添1の「建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部改正及び建築物用途分類の改定について(技術的助言)」(令和3年6月24日付国総情建第53号・国住指第1196号)において通知したとおりですが、施行期日が近づいてまいりましたので、改めてその内容を十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らい願います。施行日以降の建築工事届及び建築物除却届の提出については、変更後の様式が適用されることとなりますので、十分にご留意願います。

また、建築主等への周知として、建築工事届及び建築物除却届の様式の変更や届出方法についてご案内するリーフレットを別添2のとおり作成しておりますので、建築主等への配布等、適宜ご活用ください。

貴職におかれましては、貴都道府県管内の特定行政庁に対してもこの旨周知方お願いいたします。

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 亀元・天艸・野上
電話:03-5253-8126